

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律 に基づく有効期間の延長（建築行政関連）について

東北地方太平洋沖地震に際し、行政上の特定権利利益に係る満了日を平成 23 年 8 月 31 日まで延長する（第 3 条関連）に当たり、国土交通省関係の当該措置の適用対象について 3 月 23 日付け官報で対象となる特定権利利益、対象者及び延長後の満了日を指定した。

建築行政に関しては以下の 2 つの特定権利利益を指定。

| 特定権利利益 | 対象者 | 延長後の満了日 |
|---|---------------------|------------------|
| 建築基準法第 68 条の 11 第 1 項の規定に基づく型式部材等の製造者としての認証 | 特定被災地域内に主たる事務所を有する者 | 平成 23 年 8 月 31 日 |
| 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく建築士事務所の登録（特定被災地域内に在る事務所に係るものに限る。） | 特定被災地域内に建築士事務所を有する者 | 平成 23 年 8 月 31 日 |

※ 3 月 23 日付け告示における特定被災地域とは、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の全域並びに青森県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県のうち災害救助法が適用された区域をいう。

また、平成 23 年 3 月 11 日以後に法令に規定する履行期限が到来する義務が履行できなかった場合であっても、それが今般の地震によるものであることが認められたときは、平成 23 年 6 月 30 日までに履行すれば、行政上及び刑事上の責任は問われないこととなった。（第 4 条第 2 項関連）

例えば、建築基準法第 12 条第 1 項の規定に基づく建築物の定期報告に基づく報告期限が 3 月 11 日以後に到来する場合などが該当すると考えられる。